

神奈川県屋台型臨時営業に係る営業許可等の取扱要綱の一部改正の概要

1 改正の趣旨

臨時営業制度を運用していく中で、「第3 営業内容の目安」を見直し、衛生的な取扱いができる場合に取扱うことのできる食品等の例示を追加するほか、所要の改正を行う。

2 改正の概要

(1) 取扱食品（第3の2関係）

現状提供を認めているかき氷及び飲料について、次の文言を加える。

- ・ 「氷を単純な構造の器具で削る等して、シロップ等をかけた氷菓」に関する規定を追加する。
- ・ 「市販品を注ぐ（単純な構造の器具での混合を含む。）、水や湯で抽出する（単純な構造の器具を使用するものに限る。）等の飲料」に関する規定を追加する。

(2) 品目数（第3の3関係）

- ・ 近隣都県の取扱い状況等をかんがみ、そうざいや菓子等の調理とともに取扱いが可能な飲料に関する規定を追加する。

(3) その他規定の整備

- ・ その他所要の規定の整備を行う。

3 施行期日

令和5年7月1日